

# 年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

平成30年7月25日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

年金記録の訂正請求を却下としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1800003号  
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1800013号

## 第1 結論

請求期間①について、請求者のA事業所(現在は、B事業所)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のC事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和19年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和38年5月2日から昭和39年2月20日まで  
② 昭和43年4月1日から昭和47年3月31日まで

請求期間①は、登録していたA事業所から派遣された複数の事業所で勤務し、請求期間②はC事業所の販売員として勤務していたが、年金記録によると、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

請求期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①について、請求者は、A事業所に登録し、D事業所(現在は、E事業所)内のレストランのウェイトレス及びa市内の複数の百貨店にテナントとして入っていたF事業所の販売員として派遣されて勤務していたと主張しているところ、B事業所は、「当時は、人材派遣事業は行っておらず、マネキン(求職者)の職業紹介事業を行っていた。マネキン登録者は、当社が雇用する従業員ではないため、厚生年金保険の届出は行っていない。」と回答している。

また、厚生年金保険適用事業所名簿によると、A事業所は昭和39年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、請求期間①当時は同保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

さらに、請求者が勤務していたとするD事業所内のレストランについて、E事業所は、請求期間①当時、連結子会社のG事業所が運営しており、D事業所の従業員とG事業所の従業員が混在して勤務していたと考えられるが、当時の資料がないため、当時の状況は不明である旨を回答している。また、G事業所については、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認でき、同事業所の事業を継承しているH事業所も、請求期間①当時の資料はないと回答している上、D事業所及びG事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)を確認したものの、請求期間①において、請求者と考えられる被保険者記録は見当たらない。

加えて、請求者が勤務していたとするF事業所について、I事業所は、当時の資料はなく、J事業所から紹介された販売員の取扱いも分からない旨を回答している上、K事業所(現在は、

I事業所)に係る被保険者名簿を確認したものの、請求期間①において、請求者と考えられる被保険者記録は見当たらない。

このほか、請求者の請求期間①に係る請求の事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

請求期間②について、請求者は、b内がかつら販売を行っていたC事業所に採用され、L百貨店、M百貨店及びN百貨店にテナントとして入っていた店舗に勤務していたと主張しているが、オンライン記録及び事業所名簿検索システムによると、請求期間②当時、「C事業所」という名称の厚生年金保険の適用事業所は確認できない。

また、請求者は、C事業所の本社事務所の所在地を記憶していないことから、C事業所がテナントとして入っていたとする上記の3百貨店に照会したものの、いずれの百貨店も当時のテナントに関する資料はなく、C事業所について何も分からない旨の回答をしており、請求者が勤務していたとする事業所を特定することができない。

さらに、請求者は、請求期間②当時の同僚二人の名前を挙げているものの、いずれも個人を特定することができないことから、請求者の請求期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用に関する陳述や関連資料を得ることができない。

このほか、請求者の請求期間②に係る請求の事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1700125号  
厚生局事案番号 : 北海道(国)第1800002号

## 第1 結論

本件訂正請求を却下する。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和59年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成24年7月から平成26年7月まで

請求期間について、国民年金保険料の免除(全額免除、以下同じ。)を申請したが、当時の世帯主であった父の所得が申告されていないとして、免除が承認されなかった。

しかし、平成27年3月には、日本年金機構の業務委託先事業者の担当者に対し、個人的な事情を説明しており、当然、免除が承認されるべきであったはずなので、今からでも請求期間の国民年金保険料について免除を承認してほしい。

## 第3 判断の理由

国民年金法(以下「法」という。)には、国民年金原簿に記録された自己に係る特定国民年金原簿記録(被保険者の資格の取得及び喪失、種別の変更、保険料の納付状況その他厚生労働省令で定める事項の内容をいう。以下同じ。)が事実でない、又は国民年金原簿に自己に係る特定国民年金原簿記録が記録されていないと料するときは、国民年金原簿の訂正の請求をすることができる(法第14条の2第1項)。

また、特定国民年金原簿記録として厚生労働省令で定める事項については、給付に関する事項及び保険料の免除に関する事項と規定されている(国民年金法施行規則第15条の2)。

本件訂正請求において、請求者は、国民年金原簿に記録された自己に係る特定国民年金原簿記録が事実でない、又は記録されていないとして訂正を求めるものではなく、請求期間に係る国民年金保険料免除の申請が承認されなかったことについて、今からでも承認するよう求めている。

よって、本件訂正請求は法第14条の2第1項に規定する請求要件を満たしていないことから、不適法な請求であり、却下することが妥当である。